

書面揭示事項

保険医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が書面揭示することとされている事項について掲載しています。

●電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制
- ・ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報や薬剤情報等を閲覧又は活用し、調剤及び服薬指導等を行う体制・電子処方箋により調剤する体制（紙の処方箋を含め、調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録する体制）
- ・ 電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を用いて、患者の服用する薬剤における有効成分の重複その他薬学的知見の観点から不適切な組合せの有無を確認する体制
- ・ 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療情報を活用する体制
- ・ マイナ保険証の利用率が30%以上
- ・ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を提供するための情報取得・活用についての薬局内揭示及びウェブサイトへの掲載
- ・ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制
- ・ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に準拠した、サイバー攻撃に対する対策を含むセキュリティ全般の適切な対応体制

●長期収載品の選定療養について

令和6年10月1日から長期収載品（先発医薬品）の調剤を患者さんご自身が希望した場合に、選定療養費として後発医薬品との差額の一部（1/4）を患者さんご自身が自己負担する仕組みが導入されています。令和8年6月からは、患者さんの自己負担する差額が1/2に変更となりました。選定療養費は保険給付対象外となります。後発医薬品への変更について、ご相談がありましたらお声掛けください。

※ただし医師の指示や供給が不安定な医薬品等は引き続き保険給付対象となる場合もあります。

【厚生労働省 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について】

[後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について | 厚生労働省](#)

●容器代等保険外費用に関する揭示

シロップや軟膏の容器代について、今まで求めがあった際にお代を返還しておりましたが、令和6年診療報酬改定の厚生労働省の指示に基づき、容器代を以下の金額で実費請求させていただいております。

また患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。

★ 水剤容器（1個）

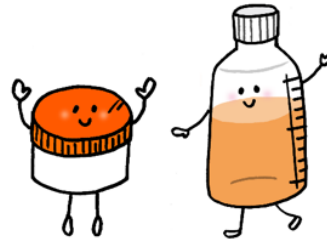
* 30ml / 60ml	・・・	50円
* 100ml / 150ml	・・・	100円
200ml	・・・	100円
* 300ml / 500ml	・・・	150円

★ 軟膏容器（1個）

* 5g / 10g / 20g / 30g / 50g	・・・	50円
* 100g	・・・	100円

★点眼・点鼻容器（1個）・・・100円

★お薬カレンダー（1個）・・・100円



●明細書発行に関する掲示

当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されております。ご家族など代理の方が会計を行う場合のその代理の発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

●調剤基本料に関する事項

当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する保険薬局です。

●調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項

調剤管理料

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に加え、オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報や薬剤情報等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案や残薬調整等の照会を行います。

服薬管理指導料

患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。

薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。あわせて、調剤した薬剤に対する後発医薬品やバイオ後続品に関する情報提供・説明も適切に行っています。

お薬を取りそろえる前に、薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の

状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。

残薬が確認された場合にはその理由も把握し、必要に応じて医師へ連絡し、投与日数等の確認を行います。薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて電話や情報通信機器等を用いた方法により、状況を確認し指導等を実施しています。

また患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

当薬局には以下の基準を満たす かかりつけ薬剤師が在籍しています。

- ・ 保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・ 週 31 時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ 6 ヶ月以上の在籍
- ・ 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

●地域支援・医薬品供給体制加算に関する事項

当薬局は『地域支援・医薬品供給対応体制加算 3』の施設基準に適合する薬局です。

（体制基準）

- ・ 後発医薬品の調剤割合（数量割合）が 85%以上の施設基準に適合
- ・ ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行う体制
- ・ 地域における医薬品の安定供給確保に向けた計画的な調達や在庫管理
- ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出（服薬管理指導料の注 1 に係る届出）
- ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 31 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・ 健康相談・健康教室の取り組み

- ・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止
- ・ 薬事未承認の研究用試薬・検査サービスの販売または提供の禁止
- ・ セルフメディケーション関連機器を設置

●連携強化加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けていること
- ・ 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施
- ・ 個人防護具を備蓄
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供している
- ・ 自治体等からの要請により、避難所・救護所における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備
- ・ 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施
- ・ 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成
- ・ 情報通信機器等を用いた服薬指導を行う体制やセキュリティ全般に対する対応が整備されていること
- ・ 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キット（体外診断用医薬品）の取扱い

●訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の表示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

※ 点数は全て1点＝10円です。 計算例）10点＝100円

（3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です。

●在宅患者訪問薬剤管理指料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導料

- | | |
|----------------------|------|
| 1. 単一建物診療患者様が1人の場合 | 650点 |
| 2. 単一建物診療患者様が2～9人の場合 | 320点 |
| 3. 1及び2以外の場合 | 290点 |

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。

（担当医師の了解と指示が必要です）

●介護保険サービス提供事業者としての掲示

当時業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月・火・水・金曜 9:00～19:00

木曜 9:00～18:00

土曜 9:00～13:00

日曜・祝日 休み

※ なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

1. 単一建物診療患者様が1人の場合 518円/回

2. 単一建物診療患者様が2～9人の場合 379円/回

3. 1及び2以外の場合 342円/回

4. 1または2で情報通信機器を用いて行う場合 46円/回

※ 上記金額は1割負担の方で、2割負担の方は別途になります。

※ 麻薬等の薬剤管理が必要な場合は、上記金額に100円が加算されます。

関東信越厚生局 千葉県在薬指定 1360号 和光薬局 大久保店

●ベースアップ評価料

当薬局では、薬剤師及び医療現場で働く職員の賃上げを実施し、人材確保に努め、良質な医療提供を継続できるようにするため、「調剤ベースアップ評価料」を算定しています。これにより、令和8年6月以降、患者さまのご負担が上がる場合があります。この評価料による算定分は、医療現場で働く職員の賃上げに全て充てられます。ご理解くださいますようお願いいたします。

●調剤報酬点数について

日本薬剤会 調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

[20260402_01.pdf](#)